

すべての子どもたちに
デートDV防止教育を

「デートDV防止全国ネットワーク」代表理事
「アウェア」代表
山口のり子

©aware 1

1

Domestic Violence

D V




【定義】
夫婦や恋人など親密な関係の人
からの暴力
への暴力

©aware 2

2

デートDV

交際相手**に対する心とからだへの暴力**
からの



©aware 3

3

DV相談者の性別 (2020年3月警視庁発表)

性別	人数	割合
女性	6,775人	80.3%
男性	1,660人	19.7%

なぜこんなに差があるのか？

©aware 4

4

aware アウェアとは



気づく

という意味です。

©aware 5

5

DVは力と支配

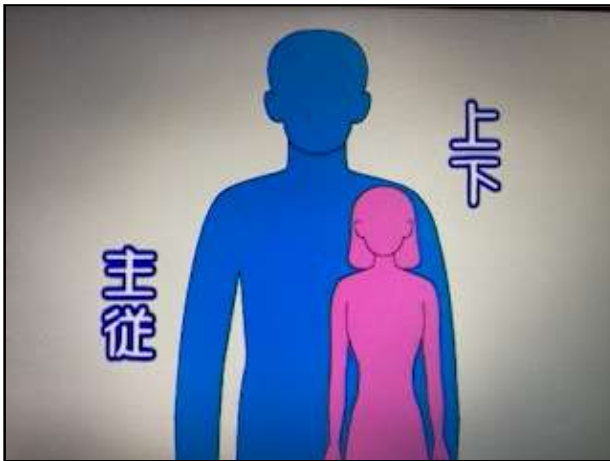
相手を自分の思い通り
にする **支配が目的**

力は手段



©aware 6

6



7

アウェアのデートDV防止プログラム

- 1 力と支配
- 2 暴力容認
- 3 ジェンダーのしぼり
- 4 ゆがんだ交際観・恋愛観

©aware 8

8

DVの背景に男性優位の社会構造

「世界経済フォーラム」
(教育・保健・政治・経済の4分野で評価)

2019年 (153か国中)
日本は**121位**
平等後進国！
政治(125位)と経済(117位)で低スコア

©aware 9

9

国会議員の女性の割合

台湾 41.6%

日本
衆議院：10%
参議院：23%

なんでこんなにちがうの？

©aware 10

10

進む女性の貧困化

- 女性の非正規(雇用)化がどんどん進み 2人に1人が非正規(男性は5人に1人)
- 女性給与は男性の**53.7%** (国税庁(2018年分民間企業実態統計調査))
- 非正規雇用の母子家庭の平均年間就労収入 約133万円 (総務省 社会生活基本調査 平成28年)
- 母子家庭への偏見、差別
被害者が離れられないのは当然！


©aware 11

11

「女性の役割は 男性を支えること」
こんな考えが社会や家庭にあったし、今もあるよ

©aware 12


12



男性中心の社会では、
女性への暴力は長いこと
暴力とみなされなかった

©aware 13


13



DVなど、女性への
暴力は**女性への差別**
からおこるんだ

©aware 14

14




国際社会では、DVを
「ジェンダーが基でおこる暴力」
と定義している

©aware 15

15


性差別をなくし
ジェンダー平等で、
だれもが個性と能力を
活かせる社会に！



©aware 16

16

ジェンダー平等社会は
だれにとっても
生きやすい社会！



©aware 17

17

世界は**性の平等**を目指している

SDGs (Sustainable Development Goals)
2015年国連で採択された、世界が
目指す持続可能な開発のための
17の目標。



©aware 18

18

ゴール5：ジェンダー平等

実現のためには、すべての女性と女子(特に思春期)にエンパワメント(自己決定)を。
ジェンダー平等は目的であり手段。
すべてのゴールでジェンダー主流化



日本も目指そう！

©aware

19

19

ジェンダー主流化とは

1997年、国連経済社会理事会(ECOSOC)による定義

「ジェンダー視点の主流化とは、法律、政策、事業など、あらゆる分野のすべてのレベルにおける取組みが及ぼしうる女性と男性への異なる影響を精査するプロセスである。それは、政治、経済、社会の領域のすべての政策と事業の策定、実施、モニタリング、評価を含むすべてのプロセスに、女性と男性の関心事と経験を統合し、女性と男性が平等に恩恵を受け、不平等が持続しないようにするための戦略である。究極的な目的は、ジェンダー平等の達成である」

Gender Action Platform 理事 大崎 麻子さん「共闘参加」平成30年6月号より

©aware

20

20

DV防止法 第24条

(教育及び啓発)

第二十四条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための**教育**及び啓発に努めるものとする。

教育は国及び地方公共団体の義務とし、義務教育課程及び高等学校において、DV防止教育が義務として、年間カリキュラムに組み込まれるようにする。

©aware

21

21

DV防止法 第26条

(民間の団体に対する援助)

第二十六条

国及び地方公共団体は、配偶者からの**暴力の防止**及び被害者の保護を図るための**活動**を行う民間の団体に対し、**必要な援助**を行うよう努めるものとする。

©aware

22

22